

いじめの重大事態の調査組織の在り方について

(論点メモ)

(令和元年度第1回いじめ防止対策協議会での議論を踏まえての更新版)

1. 現状・課題

- いじめの重大事態の調査組織（以下「調査組織」という。）については、これまで「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））や、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）等において、当該組織の設置やその調査の目的、調査を実施していくに当たっての留意事項等について示してきたところである。
- 一方、これまでの調査組織による調査の実例等を通じ、学校や教育委員会、調査組織の委員、また保護者等において、調査組織の在り方に関して、以下のような課題も指摘されている。

(調査組織の目的・位置付けについて)

- ・ 調査組織の目的や位置付けについて、保護者や調査組織の委員等の間において、認識の差があるのではないか。
(例. 重大事態に係る事実関係を明確にすることや再発防止策の提言のほか、民事上の責任追及等責任者の追及を重視する場合 等)

(調査組織の権限・能力について)

- ・ 調査組織には警察のような十分な捜査権限がなく、このような限られた権限のもとで行う調査やその結果の内容は、バランスを欠いているのではないか。

(調査結果について)

- ・ 調査組織の委員がそれぞれの専門的知識や経験を生かした上で調査結果を報告しても、その後再調査等が行われるなど、関係者において不満が生じることがある。
- ・ 特に被害児童生徒の保護者の学校や教育委員会等に対する不信感が強い場合があり、これらの下に置かれる調査組織の調査結果に対しても疑問が投げかけられる場合がある。

- こうした調査組織に係る現状の課題を踏まえ、いじめの重大事態の調査組織を引き続き適切に運用していく観点から、今年度のいじめ防止対策協議会では、その在り方について、例えば次頁の論点について議論してはどうか。

2. 論点（案）

（※下線部が第1回いじめ防止対策協議会において追加された論点）

（調査組織の目的・位置付けについて）

- 調査組織の目的や、当該目的のために何をどの程度明らかにするのかといった点について、関係者間でどのように認識を共有していくことが可能か。

（事案ごとの調査組織の在り方や進め方について）

- 自死事案（過去を検証する事案）や不登校事案（調査と並行して被害・加害児童生徒への支援・指導が必要な事案）、被害児童生徒が学校を転校した事案（学校の設置者が異なる事案）等の各種の事案ごとに、調査組織の在り方や調査の進め方は異なるが、それぞれどのようなスケジュール感や手順で調査を行い、結果報告すべきか。
その際、私立の学校等については、公立の学校とは異なる配慮事項はあるか。

（調査組織と学校との役割分担について）

- 調査組織設置後の被害児童生徒への支援等について、学校（学校いじめ対策組織等）や教育委員会とどのように役割分担すべきか。
- 初期段階で事実関係を適切に把握していく観点から、重大事態として認める段階や調査組織の設置前の早い段階から、学校の教員だけに任せるのではなく、第三者や外部専門家等も学校内での調査に関与していくべきだが、どのような方法があり得るか。
- 調査組織において事案の全体像を適切に把握し、事実認定を行っていく観点から、学校における情報の収集・整理・管理を徹底する必要があるが、どのような方法があり得るか。

（事実認定（いじめの定義等）について）

- いじめについては、いじめ防止対策推進法の定義を前提に考えるべきことについて、関係者間でどのように認識を共有していくことが可能か。
- 重大事態といじめとの因果関係の認定をどこまで行うべきか（いじめが主たる要因であることまでの認定が必要か）。
- 被害児童生徒本人の要因（病気、家族の状況等）については、どこまで事実認定すべきか。

（被害児童生徒・保護者への説明・情報提供について）

- 被害児童生徒の保護者等への事前の説明が不十分との指摘もあるが、これを改善し保護者等との信頼関係を構築していくためには、どのようなことが考えられるか。
- 調査組織の議論の状況について、被害児童生徒の保護者等に対してどのように情報提供していくことが考えられるか。

（調査組織の委員の人選について）

- 被害児童生徒やその保護者からの要望をどの程度まで受け入れるべきか（遺族推薦等）。
- 公正・中立な第三者（精神科医や弁護士等）の範囲についてどのように考えるべきか。

- 委員の人材を確保していくためには、どうすればよいか。

(再発防止策等の内容について)

- どのような再発防止策等が望ましいか。
- 再発防止策の実行をどのように担保していけばよいか。

(学校におけるいじめ問題に関する児童生徒への指導について)

- いじめは許されないという教育の側面について、学校や家庭で適切に指導してくべきだが、どのような指導の在り方が考えられるか。

(参考文献)

「〔特集〕いじめ重大事態の『第三者調査委員会』—その現状と今後のあり方—」(2018年6月、『季刊 教育法』所収)

3. 今後のスケジュール（案）

○令和元年9月13日（木） 第1回協議会

- （1）いじめの重大事態の調査組織の在り方について
- （2）その他

○令和元年10月21日（月） 第2回協議会

- （1）いじめの重大事態の調査組織の在り方に関する論点整理及び今後の進め方について
- （2）その他

○令和元年11月頃 第3回協議会

- （1）いじめの重大事態の調査組織の事例等に関するヒアリング
- （2）その他

○令和元年12月頃 第4回協議会

- （1）いじめの重大事態の調査組織の事例等に関するヒアリング
- （2）その他

○令和2年 第5回協議会

- （1）中間まとめ（案）について
- （2）その他

（※本スケジュールは、第2回協議会時点での予定である。）